

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	皆川 内線 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	障害者施設介護・訓練等給付費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	・障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかったり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 ・進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。						
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者						
内容	【自立支援給付】 ・自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 ・就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 ・就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。A型（雇用型）とB型（非雇用型）がある。 ・施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 ・療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 ・生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 ※利用者負担額について：生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と総費用額の1割を比較して低額な方。【更生訓練費】自立訓練又は就労移行支援を提供する障害者支援施設入所者に、更生訓練費を支給する。						
経過	昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始 平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ 平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 ※同10月全面施行 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる						
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	846,911	1,037,948	1,231,340	1,291,395	1,577,338	1,515,681
①決算額（28年度は見込み）		846,911	1,027,558	1,231,088	1,286,324	1,387,510	1,440,668	1,574,468
②人件費等		4,360	5,203	4,266	3,471	773	1,539	
③減価償却費		1,453	2,333	1,775	1,521	325	683	
【事務分担当量】（%）		50	75	55	45	10	20	
合計（①+②+③）		852,724	1,035,094	1,237,129	1,291,316	1,388,608	1,442,890	1,574,468
特定財源	国 障害者自立支援給付費国庫負担金等	409,104	505,655	594,697	651,069	691,269	730,698	787,234
	都 障害者自立支援給付費都負担金等	224,248	280,801	320,650	328,060	345,634	365,470	393,617
	その他	0	0	0	0	0		
	一般財源	219,372	248,638	321,782	312,187	351,705	346,722	393,617
実績の推移	療養介護対象者数	1	1	21	21	21	21	21
	施設入所者数	136	138	144	154	153	154	155
	施設通所者数	277	397	469	490	539	554	592

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立支援給付費	1,387,510	扶助費	自立支援給付費	1,440,668	扶助費	自立支援給付費	1,574,468

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 療養機関入所者数（人数）	21	21	21	21	21	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
	② 施設入所者数（人数）	154	153	154	155	155	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
	③ 施設通所者数（人数）	490	539	554	592	550	※24年4月から作業所ポニエルフ含む

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨） 会質問 状	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	竹澤
							2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-03	グループホーム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 15年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者グループホーム支援事業実施要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障害者の地域社会における自立した生活の促進を図る。						
対象者等	【サービス利用対象者】日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【運営費助成対象者】指定を受けたグループホーム事業者						
内容	【運営費の助成】 ・支給決定した障がい者が共同生活援助サービスに要した費用（9割）を、事業者訓練等給付費として支給する。（都内事業者に対しては、訓練等給付費の他、運営助成として都加算を行う） ・グループホームを新設又は増設する事業者に対し、開設準備経費を助成する。 基準額：309,000円（備品購入費、備品購入に伴う設備設置費） 【入居者の家賃助成】 <知的・身体障がい者・難病患者> ①所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に本人に助成 ②所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 <精神障がい者>施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費						
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（89,000円/月） 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成24年4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年4月 障害者自立支援法改正、(略称)障害者総合支援法となる 平成26年4月 ケアホームがグループホームに一元化、報酬改定 平成27年4月 報酬改定						
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【支給決定・支払】 直営 【共同生活援助サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		161,841	205,162	292,388	348,843	465,699	469,507	480,797
①決算額（28年度は見込み）		161,831	200,516	308,413	334,718	376,711	431,606	480,797	
②人件費等		4,796	2,812	2,201	3,056	773	2,694		
③減価償却費		1,598	1,244	968	1,352	325	1,195		
【事務分担当量】（%）		55	40	30	40	10	35		
合計（①+②+③）		168,225	204,572	311,582	339,126	377,809	435,495	480,797	
特定財源の推移	国	障害者自立支援給付費国庫負担金	35,407	67,743	105,115	169,694	132,891	158,562	190,149
	都	障害者自立支援給付費都負担金等	17,705	35,328	54,889	85,047	66,445	79,281	95,075
	その他								
	一般財源		115,113	101,501	151,578	84,385	178,473	197,652	195,573
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	利用者（人数）	101	113	151	155	157	177	187	
	家賃助成対象者（人数）	50	54	63	72	72	77	77	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	376,711	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	431,606	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	480,797

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 年間実施利用者（人数）	155	157	177	187	172	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	国の施策において施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、病院及び施設退所後の受け皿としてグループホームの需要が伸びている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法改正の内容を把握し、事業者の請求事務をフォローアップする。	奇数月に行われる事業者主催のグループホーム連絡会にオブザーバーとして参加し、事業者の運営支援を行なった。	グループホームの運営を引き続き支援し、障がい者が住み慣れた地域で生活できる環境を整備する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い。

況議 （要 旨） 問 状	27年6月本会議 「障害者支援について（グループホームの充実）」（自民・茂木区議）
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	短期入所給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	佐藤 内線 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-04	短期入所事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 15年度		根拠	障害者総合支援法、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、短期入所施設を利用することで家族の負担軽減を図るほか、短期入所事業に要する経費に対し、一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。						
対象者等	【短期入所サービス利用対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。 【運営費助成対象者】指定を受けた短期入所事業者						
内容	【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担 【運営費助成】 ・支給決定を受けた障がい者（児）が短期入所サービスに要した費用（9割）を事業者に介護給付費として支給する。 ・障害支援区分及び事業者の級地区分に利用日数を乗じた額の加算を行う。（都加算）						
経過	平成14年度まで 身体・知的障がい者→区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児→児童相談所に直接申請 平成15年 4月 支援費制度の導入により、区が実施主体となる。 平成18年 4月 障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む） 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、（略称）障害者総合支援法となる 平成26年 4月 消費税率改定による報酬改定 平成27年 4月 報酬改定						
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【支給決定・支払】 直営 【短期入所サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		56,008	62,596	90,162	103,801	135,989	145,923	195,652	
①決算額（28年度は見込み）		51,646	50,125	74,504	103,800	133,134	144,924	195,652	
②人件費等		2,616	1,543	2,614	1,808	618	154		
③減価償却費		872	778	1,129	845	260	68		
【事務分担当量】（%）		30	25	35	25	8	2		
合計（①+②+③）		55,134	52,446	78,247	106,453	134,012	145,146	195,652	
特定財源	国	障害者自立支援給付費国庫負担金	22,279	19,187	27,399	14,949	50,782	59,477	78,073
	都	障害者自立支援給付費都負担金等	17,860	15,193	22,536	16,575	25,391	45,978	58,789
	その他								
	一般財源		14,995	18,066	28,312	74,929	57,839	39,691	58,790
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	利用者数（人）	51	51	98	107	115	127	135	
	利用総日数（日）	3,779	3,626	5,528	8,417	10,899	11,379	11,500	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付費、都加算	133,134	扶助費		144,924	扶助費		195,652

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 利用者数（人）	107	115	127	135	135	
	② 利用総日数（日）	8,417	10,899	11,379	11,500	11,500	
	③						

（問題点・課題分析）	-						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨） 会質問 状	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	木下
							2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	障害児通所支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 15年度		根拠	児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。						
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児						
内容	<p>【実施内容】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 →日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>【利用方法】 申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払</p> <p>【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円または37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。兄弟が未就学児の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし）ただし、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は兄弟が未就学児でなくても対象 ※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）</p>						
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱制定 平成27年 3月 重症心身障害児（者）通所支援事業運営費助成事業開始 平成28年 4月 多子軽減措置対象者拡大						
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		20,682	22,396	54,364	51,592	73,417	148,956	185,988	
①決算額（28年度は見込み）		19,326	19,979	41,435	51,591	69,885	148,931	185,988	
②人件費等		2,616	1,543	1,788	1,808	1,700	2,309		
③減価償却費		872	778	807	845	715	1,024		
【事務分担当量】（%）		30	25	25	25	22	30		
合計（①+②+③）		22,814	22,300	44,030	54,244	72,300	152,264	185,988	
特定財源	国	障害児施設措置費（給付費）等負担金	10,336	8,639	21,460	26,225	30,271	77,220	91,721
	都	障害児施設措置費（給付費）等負担金等	5,170	4,320	10,777	13,205	15,135	40,082	48,405
	その他	重症心身障害児（者）通所事業費					903		
	一般財源		7,308	9,341	11,793	14,814	25,991	34,962	45,862
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	利用人数	161	174	177	230	265	376	469	
	利用回数	4,173	3,866	6,502	7,862	9,105	19,824	24,740	
	心障センター（人）	155	154	135	186	204	220	230	
	他施設（人）	6	20	42	44	61	156	239	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	障害児通所給付費・医療費	69,885	扶助費	障害児通所給付費・医療費	148,931	扶助費	障害児通所給付費・医療費	185,988

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 年間延べ利用回数	7,862	9,105	19,824	24,740	12,252	—
	② —						—
	③ —						—

問題点・課題 (指標分析)	平成27年度から区内の放課後等デイサービス新規事業所が急増したことに伴い、給付費の請求件数も増えた。そのため、多子軽減措置や荒川区の利用者負担軽減事業について、適宜事業所に説明し請求漏れ等をできるだけ減少させるよう努めていく必要がある。 また、近年、都内における放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例等があるという指摘がなされており、支援内容の適正化及び質の向上に努めていかねばならない。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			通所支援の、より一層の質の向上を図るため、情報共有の場である事業所連絡会等の開催を検討していく。
②			支給の要否や支給量について、適切に判断し支給決定する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	日中一時支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	竹澤
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-04	日中一時支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	（児）日中一時支援事業運営要綱等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	特別支援学校に通う障がい児（者）に対し、下校後において、交流や創作活動を行う場を提供するとともに、親の就労促進及び家族の休息を支援する。						
対象者等	荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中に監護する者がいない障がい児（者）及び介護者のレスパイトを要する対象者。放課後や夏休み等、長期休暇中に活動場所が必要な障がい児（者）を対象とする。						
内容	実施内容：障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行なう。 併給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）【委託】 ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）【委託】 ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（平成28年4月1日現在1ヶ所） ※地域活動支援事業については、実施場所であった湊ひかり学園の利用者（1名）が転出したため現在の利用者は0名となった。よって該当なし。						
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始						
必要性	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
		予算額	27,567	27,597	29,541	27,978	28,260	27,031	26,935
①決算額（28年度は見込み）		27,053	26,731	29,364	27,883	27,192	26,968	26,935	
②人件費等		4,064	3,811	5,641	3,576	1,313	1,539		
③減価償却費		1,452	1,400	2,420	1,453	553	683		
【事務分担量】（%）		50	45	75	43	17	20		
合計（①+②+③）		32,569	31,942	37,425	32,912	29,058	29,190	26,935	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	8,663	7,531	7,478	7,793	7,468	7,200	7,542
	都	障害者地域生活支援事業補助金	4,331	1,883	3,739	3,896	3,734	3,600	3,771
	その他								
	一般財源		19,575	22,528	26,208	21,223	17,856	18,390	15,622
実績の推移	利用実人数（おぐのあかり）	20	18	20	22	25	25	25	
	利用実人数（スニーカー）	39	43	43	40	41	41	41	
	実利用者数（日中一時支援）	5	4	3	2	2	3	3	
	実利用者数（地域活動支援）	1	0	1	1	1	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	おぐのあかり、スニーカー	26,420	委託料	おぐのあかり、スニーカー	26,420	委託料	おぐのあかり、スニーカー	26,420
扶助費	日中一時支援費、地域活動支援費	773	扶助費	日中一時支援費	548	扶助費	日中一時支援費	515

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① おぐのあかり 延利用者数（人）	2,249	2,642	2,230	2,230	2,642	—
	② スニーカー 延利用者数（人）	2,676	2,603	2,679	2,679	2,603	—
	③						

（問題点・課題分析）	
	（実施 19 区 未実施 0 区 不明 3 区） 【指定管理】中央区、江戸川区（一部委託有）、【委託】港区、新宿区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区【補助】世田谷区、北区【協定】台東区【事業者登録】文京区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者が安心して日中一時支援を利用継続できるよう、安全確保について検討する。	利用者が安心して日中一時支援を利用継続出来るよう、防災訓練を実施し、災害時における安全確保の検討を積極的に行った。	事業者と連携しながら、日中一時支援の運営を引き続き支援していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	障がい児（者）の日中活動の場を確保するために必要である。

況議（要旨）	会質問状
--------	------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-45	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	日中活動サービス事業等補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	田口 内線 2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-13-01	日中活動サービス事業等補助事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	荒川区障害者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う区内事業所に対して、運営費補助及び施設借上げ費補助を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。						
対象者等	日中活動サービス事業運営費補助：12施設 施設新体系移行支援事業補助：5施設						
内容	1 日中活動サービス事業運営費補助（運営費補助） ①基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） ②メニュー選択式加算 年額：72,000円（一人あたり） 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） ③障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて ④第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合 2 施設新体系移行支援事業補助（施設借上げ費補助）（作業所より移行した施設のみ対象） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2						
経過	平成20年 4月 事業開始（荒川ひまわり・同第2が新体系に移行） 平成23年 2月 ワークハウス荒川が新体系に移行 平成23年 4月 障がい者日中活動サービス事業運営費補助開始（運営費補助金の体系変更） 移行ではない新規指定事業所（荒川愛恵苑、カフェフレンド）も補助対象となる 第一～第四、パン工房あさがおが新体系移行より補助対象となる（合併して2施設となる） 平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる 平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる 平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる 平成25年 5月 オフィスサプライ東京が新規指定事業所として補助対象となる 平成26年 4月 ワークハウス荒川第2が新体系移行により補助対象となる						
必要性	日中活動系サービス提供施設の安定した運営により、障がい者の日中活動場所の確保につながるため、必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		40,838	93,021	65,529	68,764	89,814	80,415	88,186
①決算額（28年度は見込み）		22,381	51,084	50,941	60,678	76,328	79,990	88,186	
②人件費等		1,308	1,863	2,478	1,497	1,545	770		
③減価償却費		436	684	968	608	650	341		
【事務分担量】（%）		15	22	30	18	20	10		
合計（①+②+③）		24,125	53,631	54,387	62,783	78,523	81,101	88,186	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	9,408	39,972	45,046	53,914	69,034	72,945	80,048
	その他		9,224	6,150	0				
	一般財源		5,493	7,509	9,341	8,869	9,489	8,156	8,138
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	補助対象施設数（運営費）	3	7	9	11	12	12	12	
	補助対象施設数（施設借上げ費）	3	4	4	4	5	5	5	
	貸付実施施設数	2	2	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	76,328	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	79,990	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	88,186

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 新体系移行施設数	9	12	12	12	12	作業所から新体系施設に移行した施設数
	② その他新体系施設（新規）	2	0	0	1	0	新規に開所した新体系施設数
	③ -						

（問題点・課題 指標分析）	安定的な運営を確保するため、今後も引き続き支援を行い、施設の運営状況を把握していく必要がある。						
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						
他区の実 施状況							

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続した支援を行い、施設の運営状況を把握していく。	継続した支援を行い、施設の運営状況を把握していく。	継続した支援を行い、施設の運営状況を把握していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	施設の安定的な運営のために、必要な事業である。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-46	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	グループホーム消防設備整備補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	竹澤
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-13-02	グループホーム消防設備整備補助事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	消防法、障害者グループホーム消防用設備整備			
終期設定	●有 ○無 28年度		法令等	促進事業補助金交付要綱			
実施基準	□法令基準内 □都基準内 □区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。						
対象者等	障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者。						
内容	<p>【補助対象設備】</p> <p>①自動火災報知設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③スプリンクラー設備</p> <p>（ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費 ②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外）</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>①ユニット定員5人以下…2,300,000円 ②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円</p>						
経過	<p>平成25年 12月 消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布 障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱制定</p> <p>平成27年 4月 消防法の一部改正 消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し</p> <p>平成27年 7月 要綱改正（新規開設事業者も対象とする）</p>						
必要性	利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【補助対象設備の設置】事業者 【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額				0	10,400	10,805	13,300	
①決算額（28年度は見込み）				0	3,253	3,050	13,300	
②人件費等					386	770		
③減価償却費					163	341		
【事務分担当量】（%）					5	10		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	3,802	4,161	13,300	
特定財源								
国								
都					1,450	1,525	6,650	
その他								
一般財源	0	0	0	0	2,352	2,636	6,650	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
事業周知件数				10	10	10	10	
消防設備設置ユニット（件数）				-	2	4	4	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	消防設備補助	3,253	負担金補助等	消防設備補助	3,050	負担金補助等	消防設備補助	13,300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	消防設備設置ユニット（件数）	0	2	4	3	5	新規開設予定のグループホームの数
②							
③							

（問題点・課題分析）	平成27年4月より消防法の改正が行われたことに伴い、新たに消防設備の設置や改修が必要なグループホームがあるので、周知の上必要な個所に必置する。
他区の実況	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 実施：台東区、世田谷区、杉並区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	消防設備の設置や改修が必要なグループホームを把握し、設置の補助を行う。	事業者に補助を支給し、区内全てのグループホームに消防設備の配置を行なった。	新規で開設するグループホームについては、消防署の審査を受け、必要な場合は設置後に開所するよう徹底する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護するため必要な事業である。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-51	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者グループホーム及び緊急一時保護寮運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
		担当者名	上野	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-15-01	障害者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		6年度	根拠	知的障害者福祉法、障害者総合支援法、		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）…企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業…介護者が緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することにより、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。						
対象者等	グループホーム：受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：在宅で就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者						
内容	【グループホーム】知的障がい者で現に就労している人に対して共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。（体験入所も可）定員：4人 利用期間：原則3年 総合支援法に基づく利用者負担：受給者証記載の負担割合に基づく額 使用料（家賃相当）：月0円～13,500円、食費：朝350円・昼400円・夕550円以内、共益費：月3,000円 【緊急一時保護事業】 在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。利用には事前登録が必要。（学校・町会・連合会行事については利用可、グループ内活動は不可）定員：2人 利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし）※レスパイトは、年2回（1回につき3日以内） 使用料：1日700円 食費：朝350円・昼400円・夕550円 以内 【施設概要】ピアホーム西日暮里（荒川区西日暮里2-2-6） 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室						
経過	平成6年 生活事業開始（入居は5月より） 緊急一時保護事業開始（入居は8月より） 平成8年 体験入所事業開始（入居は7月より） 平成12年 レスパイト利用開始（緊急一時保護事業内に追加） 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分→知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 障害者自立支援法の共同生活援助へ移行（指定管理者制度に移行、利用料の徴収） 平成25年 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法） 平成26年4月 指定管理期間満了に伴い運営法人変更 （（社福）東京都知的障害者育成会⇒（特非）東京福祉協議会）						
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は総合支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：東京福祉協議会（平成26年度指定管理者指定 指定期間：H26.4～H31.3）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	24,020	23,753	22,540	22,817	21,015	21,458	22,786	
①決算額（28年度は見込み）	23,904	23,753	22,386	22,734	21,014	21,279	22,786	
②人件費等	261	2,964	2,891	2,911	1,931	1,154		
③減価償却費	872	1,089	1,129	1,183	813	512		
【事務分担当量】（%）	30	35	35	35	25	15		
合計（①+②+③）	25,037	27,806	26,406	26,828	23,758	22,945	22,786	
特定財源	国							
	都							
	その他	グループホーム使用料、給付費受入金	3,598	2,541	2,648	3,095	7,285	9,554
一般財源		21,439	25,265	23,758	23,733	16,473	13,391	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	グループホーム利用者数（人）	4	4	5	3	4	4	4
	//利用率（%）	76.6	56	41.6	68.4	82	73.9	80
	緊急一時利用者数（人）	482	593	415	357	222	147	250
//利用率（%）	66	81.2	56.8	48.9	30.4	20.1	34.2	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、管理費、事業費等	21,014	委託料	人件費、管理費、事業費等	21,279	報償費	選定委員報酬他	496
						旅費	現地視察旅費	103
						需用費	食糧費	6
						委託料	人件費、管理費、事業費等	22,181

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① グループホーム利用率（%）	68.4	82	73.9	80	90	利用日数／定数（4）×365(366)日
	② 緊急一時保護利用率（%）	48.9	30.4	20.1	34.2	65	利用日数／定数（2）×365(366)日
	③						

（問題点・課題分析）	<p>現施設は老朽化が進み、バリアフリーも未整備であることから、現状のままグループホームを運営していくことは難しいが、知的障がい者を対象とするグループホームは今後も必要性が高いため、代替施設の整備を進めていく必要がある。</p>
	<p>（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） （区型単独型グループホームの実施）港、江東、中野 （緊急一時保護事業）実施区 16区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホーム、緊急一時保護共に、利用者の満足度が上がるよう、指定管理者へ指導を行っていく。	グループホームは利用者の入れ替わりがあったため、昨年度より利用率が低下した。緊急一時も利用率向上には至らなかった。	老朽化及びバリアフリーに対応するため、現施設に代わる新たな施設の整備を進めていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	改善・見直し	障がい者が地域で安心して生活できる住まいの確保、介護者支援及び介護者不在時の障がい者支援のため、重要な事業であるが、老朽化している現施設での運営継続は困難なことから、新施設の整備により改善を図る。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-52	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	皆川
							2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-15-02	尾久生活実習所運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障害者総合支援法の規定に基づき、主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。						
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者 ※27年4月現在：60人（本場41人・分場19人）						
内容	面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡ ◇主要設備：本場＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） ◇利用者の構成：重複障がい33人、知的のみ23人、身障のみ4人 障害程度区分6:31人、区分5:15人、区分4:14人 20歳台以下15人、30歳台21人、40歳台21人、50歳代2人、70歳台1人（H28.4.1現在） ◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～27年度も継続。非課税世帯は減免あり。 食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。						
経過	昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。 平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降） 平成19年：定員変更 本場39名 分場19名 平成21年4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。 平成25年4月：法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）						
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は重度障がい者であっても在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置・運営を行っている。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（H18.4～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3） 平成26年4月更新（H26.4～H31.3）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		232,431	223,327	230,530	223,133	236,124	243,514	245,397	
①決算額（28年度は見込み）		228,014	211,670	226,525	220,457	234,388	231,719	245,397	
②人件費等		2,616	2,964	2,478	2,911	2,318	2,309		
③減価償却費		872	1,089	968	1,183	975	1,024		
【事務分担量】（%）		30	35	30	35	30	30		
合計（①+②+③）		231,502	215,723	229,971	224,551	237,681	235,052	245,397	
特定財源	国								
	都	障害者自立支援対策臨時特例交付金	2,250	2,250	0	-	-	-	
	その他	給付費受入金、給食費等	100,992	114,325	122,167	126,961	134,997	129,809	133,999
	一般財源		128,260	99,148	107,804	97,590	102,684	105,243	111,398
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	施設定数（人）	58	58	58	58	58	60	66	
	通所者数（年度末）（人）	52	54	54	55	57	60	63	
	利用率（通所者数/定数）（%）	89.7	93.1	93.1	94.8	98.3	100	95.4	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、管理費、事業費等	230,386	委託料	人件費、管理費、事業費等	226,699	委託料	人件費、管理費、事業費等	239,901
使用料等	通所バスリース料	3,975	使用料等	通所バスリース料	4,928	使用料等	通所バスリース料	5,496
公課費	自動車重量税	27	備品購入費	AED購入費	92			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 利用者定員（人）	58	58	60	66	58	本場41、分場19
	② 利用者数（人）	55	57	60	63	58	—
	③ 利用率（%）	94.8	98.3	100	95.4	100	利用者数／利用者定員

（問題点・課題 指標分析）	特別支援学校卒業後の進路として生活介護が想定される生徒が平成29年度・平成30年度合わせて12名となっている。卒業者の進路先の確保のため、尾久生活実習所の定員の考え方を見直し、人員配置等を考慮した上で利用者数の調整を計画的に行っていく。
	建物の管理においては、今後も計画的な修繕、改修を継続していく。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） （生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区）港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	平成27年度は昇降機及び空調機の工事を行う。	昇降機及び空調機の工事を行い、設備機能を向上させた。	定員の見直し、及びそれに伴う法的な手続きの変更。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-53	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	菅谷 内線 2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-15-03	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域で自立した生活を送れるようにする。 【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域で自立した生活を送れるようにする。						
対象者等	【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であり、一般就労及び授産活動が困難な方 【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であり、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能な方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方						
内容	【施設概要】 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフタワー、車椅子専用トイレ他 【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（定員40名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。 【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：荒川生活実習所と同様						
経過	昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設 昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される 平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する（給食の実施） 平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備） 平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う 平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名→40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名→55名） 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法） 平成28年 3月 両施設の1階玄関床改修工事を実施						
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（H19.4～）平成24年4月更新（H24.4～H29.3）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		189,404	201,368	198,484	211,374	214,779	219,051	233,724
①決算額（28年度は見込み）		182,194	186,619	189,753	198,216	205,032	209,158	233,724	
②人件費等		2,616	1,694	1,239	3,327	2,318	3,078		
③減価償却費		872	622	484	1,352	975	1,365		
【事務分担量】（%）		30	20	15	40	30	40		
合計（①+②+③）		185,682	188,935	191,476	202,895	208,325	213,601	233,724	
特定財源の推移	国								
	都	障害者自立支援対策臨時特例交付金	2,250	2,250	0				
	その他	給付費受入金、給食費	137,875	146,960	154,314	127,637	122,356	120,981	149,991
	一般財源		45,557	39,725	37,162	75,258	85,969	92,620	83,733
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	①荒川生活実習所利用者在籍者数（人）	31	33	35	35	35	37	42	
	②荒川福祉作業所利用者在籍者数（人）	47	47	47	44	41	41	43	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、運営費、事業費等	201,966	需用費	消耗品費	35	需用費	消耗品費	35
使用料等	不動産賃借料	3,066	委託料	人件費、運営費、事業費等	205,849	委託料	人件費、運営費、事業費等	230,622
			使用料等	不動産賃借料	3,066	使用料等	不動産賃借料	3,067
			備品購入費	シューズボックス購入費	208			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 荒川生活実習所利用者出席率（％）	87.7	86.8	86.5	87.0	90.0	出席日数／（平日×利用者数）
	② 荒川福祉作業所利用者出席率（％）	86.1	85.6	87.0	86.2	90.0	出席日数／（平日×利用者数）
	③ 荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）（円）	9,706	6,956	6,797	7,820	10,000	

（問題点・課題分析）	荒川生活実習所 ・利用者の障がいの多様化、高齢化等、幅広いニーズに応えられるような体制の整備を更に推進する必要がある。
	荒川福祉作業所 ・工賃収入を増額するため、積極的に受注開拓していく。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 未実施：台東区、千代田区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引続き、利用者の意向等をプログラム内に取り込み、利用者の活動を広げる。	運動プログラム等利用者の意向合ったプログラムを行ってた。	地域交流のプログラム等で利用者の活動を拡大する。
②	平成26年度から行っている「健康推進プログラム」の評価をしていく。	50歳以上を対象に月に一度「健康推進プログラム（げんき講座）」を行い、利用者の高齢化対策を行った。	利用者の高齢化対策としては、不十分な点もあるため、プログラムの再考が必要である。
③	工賃収入を増額するため、受注開拓を積極的に行う。	毎月の売上目標を掲げ受注を行い、年度の後半は受注が安定した。	引き続き、新規取引先の開拓を区の障がい者就労推進員と連携して行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-54	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害者福祉会館運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	萩原
				内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-15-04	障害者福祉会館運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 9年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る。						
対象者等	障がい者及び区民全般						
内容	【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除） 【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室 【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書等の閲覧、各種展示 【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座 【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練 【特定相談支援事業】障害者の抱える課題解決や適切なサービスの利用に向けての利用計画の作成 【施設概要】荒川区荒川2-57-8 ●主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 ●開館時間：9：00～22：00 ●構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 ●敷地面積：771.64㎡ ●延床面積：1,482.08㎡ ●休館日：毎月第3火曜・年末年始(12/29～1/3) 【障害者福祉推進団体】75団体（平成28年3月31日現在）						
経過	平成9年8月 開設 平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年1月 条例改正(使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大) 平成14年8月 インターネットスポット開設 平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置(手話放送用)設置 平成18年4月 指定管理者制度に移行 平成21年4月 指定管理者更新(H21.4.1～H26.3.31)、情報バリアフリー化推進事業を統合 平成26年3月 福祉避難所として指定 平成26年4月 指定管理者公募による更新(H26.4.1～H31.3.31) 指定計画相談支援事業開始						
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。						
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員3人 非常勤職員4人 ※常勤・非常勤とも内1人は特定相談支援職員						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		45,477	42,147	40,008	42,374	51,213	48,423	49,918
①決算額(28年度は見込み)		45,286	39,309	40,004	42,149	42,002	44,200	49,918	
②人件費等		1,744	2,541	3,386	3,909	1,545	1,924		
③減価償却費		581	933	1,388	1,589	650	853		
【事務分担当量】(%)		20	30	43	47	20	25		
合計(①+②+③)		47,611	42,783	44,778	47,647	44,197	46,977	49,918	
特定財源	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	934	986	678	689	749	768	788
	その他	各種使用料等	907	1,298	652	552	754	477	603
	一般財源		45,770	40,499	43,448	46,406	42,694	45,732	48,527
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	会議室等利用(件数)	3,240	3,332	3,573	3,631	3,190	3,839	3,820	
	会議室等利用者総数(人数)	47,194	46,965	47,247	50,314	49,249	51,521	51,200	
	会議室等利用率(%)	63.2	52.9	59.6	61.4	61.3	61.6	61.8	
	施設利用者総数(人数)	54,628	56,304	63,213	66,914	65,694	65,945	66,500	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、管理費、事業費等	42,002	需用費	消耗品費	43	需用費	消耗品費	35
			委託料	人件費、管理費、事業費等	44,157	委託料	人件費、管理費、事業費等	49,883

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 多目的ホール・会議室利用率 (%)	61.4	61.3	61.6	61.3	61.1	利用件数/貸出可能コマ数
	② 障害者福祉推進団体登録数 (団体数)	77	80	75	82	80	
	③ 計画相談支援事業 (件数)		16	56	345	450	平成26年度開始

問題点・課題 (指標分析)	福祉避難所の設置及び運営方法等についての検討が必要である。
	<p>(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)</p> <p>※運営団体、規模は各区によって異なる。 実施：文京区、台東区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉避難所の設置及び運営方法等について検討する。	福祉避難所を想定した訓練を実施し、災害用機器の取扱い等について確認ができた。	福祉避難所を想定した訓練を実施し、福祉避難所の設置・運営方法等について検討していく。
②	指定計画相談支援事業所として、当該事業をさらに推進し、利用の増加を図る。	平成27年7月、体制強化のため、常勤職員1名及び非常勤職員1名を配置し、当該事業を推進した。	指定計画相談支援事業所として、引き続き当該事業を推進し、利用の増加を図っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	継続	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の体制の充実を図る。

議会 (要旨) 状況	26年9月会議 「福祉避難所の支援体制」（自民：齊藤（泰）区議） 27年6月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）
------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-55	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	佐藤
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-15-05	精神障害者地域生活支援センター運営費				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例、同施行規則等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等						
内容	<p>【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー</p> <p>【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談</p> <p>【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供</p> <p>【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援</p> <p>【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成</p> <p>※開館日・時間※ 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）</p>						
経過	<p>平成12年 保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定</p> <p>平成13年 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定。</p> <p>平成15年 1月 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設</p> <p>平成17年 4月 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始</p> <p>平成18年 4月 デイケア事業の一部を委託</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型」へ移行</p> <p>平成20年 4月 福祉サービス事業開始</p> <p>平成24年 4月 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更</p> <p>平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法） 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始</p>						
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		33,161	35,489	33,954	34,895	39,117	40,620	41,619
①決算額（28年度は見込み）		33,153	34,228	33,921	34,648	37,013	40,032	41,619	
②人件費等		2,616	3,811	4,544	3,887	2,704	1,154		
③減価償却費		872	1,400	1,775	1,690	1,138	512		
【事務分担当量】（%）		30	45	55	50	35	15		
合計（①+②+③）		36,641	39,439	40,240	40,225	40,855	41,698	41,619	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622
	その他	給付費受入金					796	2,626	2,693
	一般財源		35,019	37,817	38,618	38,603	38,437	37,450	37,304
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	1日平均来館者数（人）	29	31	23	23	23	23	24	
	1回平均支援プログラム延べ参加者数（人）	5	5	4	7	6	7	7	
	1日平均相談件数（面接・電話計）	41	43	54	42	56	68	70	
	新規登録者数（人）	141	84	101	145	128	220	245	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	水道代	106	需用費	水道代	140	需用費	水道代	152
委託料	人件費、管理費、事業費等	36,907	委託料	人件費、管理費、事業費等	39,892	委託料	人件費、管理費、事業費等	41,467

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 来館者数（人）	8,185	7,941	7,976	8,155	8,260	－
	② 支援プログラム参加者数（人）	3,931	3,994	4,123	4,200	4,073	－
	③ 相談件数（件）	15,261	16,595	25,485	16,760	16,927	－

（問題点・課題 指標分析）	①精神障がい者は増加しており、相談件数も増えている。相談支援事業所は新規に開設したが、地域生活支援センターは区内に1か所しかないため、新たな支援センターの開設について検討する必要がある。
	②来館者数・プログラム参加者数が増加する中、当センターの特長であるプログラムを主体とした利用者支援を継続させるため、実施体制を確保していく必要がある。
	③相談件数が年々増加しており、特に電話相談が増えており、業務に支障が生じる場合もある。今後は電話相談の実施方法の見直し・改善を図るとともに、区及び精神障害者相談支援事業所等と相互に連携を図り、より多くの要支援者に対し、早期に支援を行える体制を整備する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	前年度の経験を利用件数の増加につなげると共に、勉強会等への参加により、相談支援専門員のスキル向上を図る。	前年度の経験を踏まえ、プログラムの内容をより利用者のニーズに近いものにした結果、参加者が増加し、好評だった。	今後も利用者の増加、満足度の向上に繋がるよう、これまでの経験を活かすと共に、相談支援専門員のスキル向上を図る。
②	－		
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の体制の充実を図る。

況議 （要 旨） 問 状	平成27年2月会議 「アゼリアでの相談支援は充足しているのか。新たな地域活動支援センターの進捗状況は？」（公明：吉田区議）／27年6月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）／平成27年予特 「精神障がい者の相談は、アゼリアだけでは足りないと繰り返し要望してきた。相談体制の充実は一つだが、相談が多ければサービスを提供する場も必要になる。施設についても対応を。相談の施設については早期に実現するよう努力をお願いする。」（共産：小島区議）
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-56	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	渡部
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-16-01	スクラムあらかわ運営等事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	協定書、荒川区障害者地域生活支援事業実施要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	社会福祉法人 すかい						
内容	<p>1 施設概要 ○所在地 町屋6丁目28番13号 ○面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡</p> <p>○構造 鉄筋コンクリート造6階建 ○開設 平成24年4月</p> <p>2 事業内容（1）運営費補助（補助事業）</p> <p>看護師等人件費：年額30,000,000円、生活支援補助員人件費：年額13,200,000円</p> <p>短期入所用居室経費：年額4,500,000円（1居室分）※2居室分が上限</p> <p>（2）地域生活支援事業（委託事業）</p> <p>地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人</p> <p>日中一時支援 提供日：平日16時～20時 定員：15人</p> <p>施設入浴 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名、登録者の予約制</p> <p>相談支援 提供日：平日9時～18時（電話は24時間体制）</p> <p>移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制</p>						
経過	<p>平成20年度 用地取得</p> <p>平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結</p> <p>平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事</p> <p>平成23年度 建設工事・竣工</p> <p>平成24年度 開設</p> <p>平成26年度 グループホーム利用予定者審査会実施</p> <p>平成27年度 グループホーム利用者の入替え</p>						
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。</p> <p>地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		26,797	510,351	144,220	137,944	134,074	129,119	133,261
①決算額（28年度は見込み）		26,611	505,381	114,198	118,903	120,352	120,919	133,261
②人件費等		8,633	7,471	3,304	3,471	2,620	2,692	
③減価償却費		2,876	2,955	1,291	1,521	1,203	1,297	
【事務分担当量】（%）		99	95	40	45	37	38	
合計（①+②+③）		38,120	515,807	118,793	123,895	124,175	124,908	133,261
特定財源の推移	国			10,713	11,591	11,983	4,624	13,188
	都		5,997	54,003	5,356	5,796	5,992	2,312
	その他			34	34	34	34	34
	一般財源		32,123	461,804	102,690	106,474	106,166	117,938
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	共同生活介護事業在籍者数			17	18	18	18	18
	短期入所事業利用回数			2,418	3,051	3,059	3,046	3,108
	地域活動支援センター事業実施回数			93	147	246	450	445
	日中一時支援事業実施回数			636	1,383	1,632	1,569	1,602

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援委託	80,118	委託料	地域生活支援委託	80,095	委託料	地域生活支援委託	81,061
負担金補助等	運営費補助	40,234	負担金補助等	運営費補助	40,824	負担金補助等	運営費補助	52,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 短期入所利用率（%）	69.7	69.8	69.5	75.0	80	利用回数／（365日×12床）
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	27年度に、開設当初から3年間の入居期間を満了したグループホーム利用者の入替を行った際、障害程度に合う新たな入居先が見つからない等の理由により、スクラム退去者が一時的に自宅に戻ったり、短期入所を利用したりせざるを得ない状況があった。次回30年度の入替までに、重度グループホームの誘致などにより、スクラム退去後の新たな生活の場を確保していく必要がある。
	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 他区の施設整備状況 台東区、千代田区、目黒区、文京、新宿（精神障がい者対象の複合施設）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設の円滑な運営を支援する。	グループホーム入居者の入替が円滑に進むよう、事前調整及び個別支援を行った。	次の3年後に備え、入居者及び保護者が余裕をもって次の生活の場に移行できるよう、早い段階からの支援を行っていく。
②	地域・事業者・区との連携による施設運営に努め、地域活動支援センターの利用率の向上を図る。	地域活動支援センターの利用が望まれる方への案内等により、利用者数が年度当初の4名から7名に増加した。	計画相談事業者にもスクラムの地域活動支援センター事業について周知する等、利用率の向上を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	21年決特	「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」（共産：小島区議）
	27年予特	「入居後3年が経過し、退去することとなる者について、退去後の動向は？」（共産：小島区議）

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-67	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	重度障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	竹澤
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-20-01	重度障がい者グループホーム補助事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	区内の重度障害者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。						
対象者等	東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する事業者。						
内容	障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。 【補助対象者】東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人。 【補助対象経費】重度障害者グループホームの適切な運営が行われるための人件費のうち、重度障がい者の介助等に必要の非常勤職員の報酬。						
経過	平成15年 3月 補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円） 平成18年 10月 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる） 平成24年 12月 実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法） 平成26年 4月 障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化 平成28年 4月 重度障がい者を受入れることが可能なグループホームを増やすため、重度障がい者の受入れ人数に応じた補助制度に変更。「荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」制定						
必要性	重度障がい者に対し、地域での日常生活及び社会生活を支援するために、事業者の運営を支援することが必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） NPO法人かがやき「東日暮里ハイツ」及び一般社団法人ナースプラネット「それいゆ壱号館」に対し補助金を交付。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,023	2,023	2,023	2,023	2,024	2,024
①決算額（28年度は見込み）		2,023	2,023	2,022	2,023	2,023	2,023	8,223
②人件費等		436	85	496	416	386	385	
③減価償却費		145	31	194	169	163	171	
【事務分担当量】（%）		5	1	6	5	5	5	
合計（①+②+③）		2,604	2,139	2,712	2,608	2,572	2,579	8,223
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,604	2,139	2,712	2,608	2,572	2,579	8,223
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	共同生活介護利用者数	5	5	5	6	-	-	-
	共同生活援助利用者数	1	1	1	1	7	7	7

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助	2,023	負担金補助等	運営費補助	2,023	負担金補助等	運営費補助	8,223

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	延べ利用者数（人数）	81	88	84	84	168	各月利用者数×12月 25年7月から利用者1名増員
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 世田谷区・豊島区（いずれも運営費補助）平成28年6月現在

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	重度知的障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、事業者に対して運営支援を行なう。	運営費の一部を補助することにより、事業者に対して運営支援を行った。	引き続きグループホームの運営に必要な補助を行ない、障がい者の地域における自立生活を助長することを目的とする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	27年9月本会議 28年2月本会議 民：菅谷区議	「障害者支援について（グループホームの充実）」（自民・茂木区議） 「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」（自民：菅谷区議）（自
----------	--------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-68	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
	支援事業	担当者名	竹澤	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-20-02	重度身体障害者グループホーム費				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援する。						
対象者等	以下の要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人障がい支援区分5又は区分6の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者						
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 ① 1施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1施設あたり年額14,638千円運営費補助 ②居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月=1,440,000円（年額）						
経過	平成17年12月 施設予定地を決定 平成18年 1月 東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請 平成18年 4月 許可内示決定 平成18年 6月 建設着工（平成18年12月竣工） 平成19年 1月 事業開始						
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	
①決算額（28年度は見込み）	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	
②人件費等	436	85	496	416	386	385		
③減価償却費	145	31	194	169	163	171		
【事務分担量】（%）	5	1	6	5	5	5		
合計（①+②+③）	16,659	16,194	16,768	16,663	16,627	16,634	16,078	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	16,659	16,194	16,768	16,663	16,627	16,634	16,078
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	入居者数	5	5	5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入居者延べ数(人数)	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
	②						
	③						

(問題点・課題 指標分析)	
他区の実況	(実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区) 新宿区：2カ所 台東区：2カ所 目黒区：1カ所 世田谷区：1カ所 北区：1カ所 板橋区：1カ所 足立区：1カ所

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	重度身体障がい者が地域で住み続けられるよう、事業者に対して必要な補助を行なう。	重度身体障がい者が地域で住み続けられるよう、事業者に対して運営費の補助を行なった。	グループホームの運営に必要な補助を継続する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-73	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	児童発達支援等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	野村 内線 414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-03	児童発達支援等事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者施設の整備・運営支援					
目的	障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。						
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童発達支援：0才～就学前						
内容	児童発達支援 定員 午前：15名 午後：15名 ○母子療育： 発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 ○母子分離療育： 発達に問題を抱えた3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 ○保育園児等の療育： 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 ○訓練療育： 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 ○セラピープログラム： 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○学齢児セラピープログラム： 学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○家族支援： 家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。						
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。（利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在籍児への機能訓練事業を実施。 平成24年4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。						
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 個別プログラムに基づき療育活動を実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,645	6,860	5,657	5,684	5,639	5,374
①決算額（28年度は見込み）		1,886	5,547	5,388	5,484	2,807	2,080	2,207
②人件費等		73,632	71,357	67,568	77,291	70,588	70,809	
③減価償却費		26,406	28,208	33,399	36,436	34,883	35,529	
【事務分担当量】（%）		909	907	1,035	1,078	1,073	1,041	
合計（①+②+③）		101,924	105,112	106,355	119,211	108,278	108,418	2,207
特定財源	国							
	都							
	その他 給付費受入金	16,470	16,800	16,800	20,556	21,244	20,427	20,400
一般財源		85,454	88,312	89,555	98,655	87,034	87,991	-18,193
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	年間延べ利用者数（人数）	4,168	4,238	4,471	4,218	4,493	4,347	4,500
	在籍人数（人数）	127	133	147	156	168	177	200

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	指導業務臨時職員雇用	1,414	報償費	指導業務臨時職員雇用	1,464	報償費	指導業務臨時職員雇用	1,510
需用費	賄費等	378	需用費	賄費等	343	需用費	賄費等	412
役務費	ピアノ調律等	86	役務費	ピアノ調律等	86	役務費	ピアノ調律等	86
委託料	検査委託料	17	委託料	検査委託料	16	委託料	検査委託料	21
使用料等	バス雇上げ等	167	使用料等	バス雇上げ等	171	使用料等	バス雇上げ等	178
備品購入費	備品購入	746						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 年間延べ利用者数（人数）	4,218	4,493	4,347	4,500	4,600	
	② 児童相談（人数）	223	179	232	250	200	25年度は幼・保育園からの訪問依頼が多く件数増につながった。
	③ 特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数（人数）	67	70	20	50	80	転居や学年が上がり運行バスの時間が遅くなったりで間に合わない

（問題点・課題） （指標分析）	特別支援学校のお子さんを対象に学齢児理学療法を行ってきたが、今まで通ってきていた児童の学年が上がり送迎バスの運行時間が遅くなったため訓練時間に間に合わないの、利用する児童がほとんどいない。現在放課後等ディサービスを利用している児童もいる。今後、学校に出向きPRをしたり、保護者のニーズを聞き取り今後も事業として行っていくかも含め検討していく。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域の中で切れ目のない支援の構築のため、保育園・幼稚園、学校との連携をより深める取り組みを行っていく。	支援充実の為、保育園・幼稚園に積極的に向き、子どもの様子を観察し園との情報交換を行ってきた。	ペアレントトレーニングを積極的に導入し家族支援講座・職員研修を行い、早期療育事業として展開していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	引き続き、児童相談や学齢児 機能訓練の充実を検討していく。

況議 （要旨） 会質 問状	22年予特 とぎれのない障がい者支援体制の確立について（公明：中村区議）
------------------------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-74	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
		担当者名	塚原	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-04	障害者地域自立生活支援センター事業費				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者施設の整備・運営支援				
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。						
対象者等	区内で生活支援を必要とする身体及び知的障がい者						
内容	①ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナーを実施する。 ④ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 ⑤専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。						
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法）						
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。夜間休日の利用に配慮し、常勤職員1人と専用相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		3,674	3,678	3,665	3,804	4,132	3,747
①決算額（28年度は見込み）		3,252	3,271	3,517	3,271	3,855	3,516	3,884
②人件費等		4,116	3,874	8,105	7,811	9,614	8,904	
③減価償却費		3,050	3,110	4,034	4,056	5,852	5,290	
【事務分担量】（%）		105	100	125	120	180	155	
合計（①+②+③）		10,418	10,255	15,656	15,138	19,321	17,710	3,884
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金			65	65	67	126
	都	障害者地域生活支援事業補助金等		1,740	1,973	2,144	1,953	2,167
	その他							
	一般財源	8,678	8,282	13,512	13,120	17,119	15,445	1,591
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	ピアカウンセリング件数（件）	20	26	30	28	27	25	30
	自立支援セミナー開催回数（回）	19	12	15	15	15	15	15
	セミナー延べ参加人数（人）	318	157	246	208	245	255	260

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤当事者相談員	2,782	報酬	非常勤当事者相談員	2,782	報酬	非常勤当事者相談員	2,928
共済費	保険料	348	共済費	保険料	351	共済費	保険料	356
報償費	セミナー講師謝礼	233	報償費	セミナー講師謝礼	207	報償費	セミナー講師謝礼	431
旅費	旅費	1	旅費	旅費	3	旅費	旅費	3
需用費	消耗品費等	63	需用費	消耗品費等	66	需用費	消耗品費等	141
備品購入費	ノートパソコン	427	役務費	セミナー講師謝礼	48	使用料等	会場使用料	25
			備品購入費	ポッチャボール	59			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① ピアカウンセリング件数（件）	28	27	25	30	30	－
	② 自立支援セミナー開催回数（回）	15	15	15	15	15	－
	③ 自立支援セミナー延べ参加者数（人）	208	245	255	260	260	－

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセリングについて周知方法の見直しをして、相談が必要な方に必要なサービスを提供できるようにする。 ・セミナーについてできるだけ多くの人に知ってもらい、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援につなげる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	セミナーに関しては、障がい者スポーツ関連のセミナーに力を入れ、パラリンピック等に興味を持てるようにしていく。	障がい者スポーツ関連のセミナーを5回実施した。	引き続き障がい者スポーツ関連のセミナーを開催し、多くの区民への啓発活動としていく。
②	高次脳機能障がいの普及啓発に努めるとともに、支援プログラムの充実を図る。	高次脳機能障がいについて広く知ってもらうために、様々な角度からのセミナーを3回開催した。	より多くの区民に高次脳機能障がいについての理解を深めるために大規模な講演会を開催する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	継続	区民に対する意識啓発を目的として、高次脳機能障がいについての講演会を行う。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--